

# 解体工事業を営む皆様へ

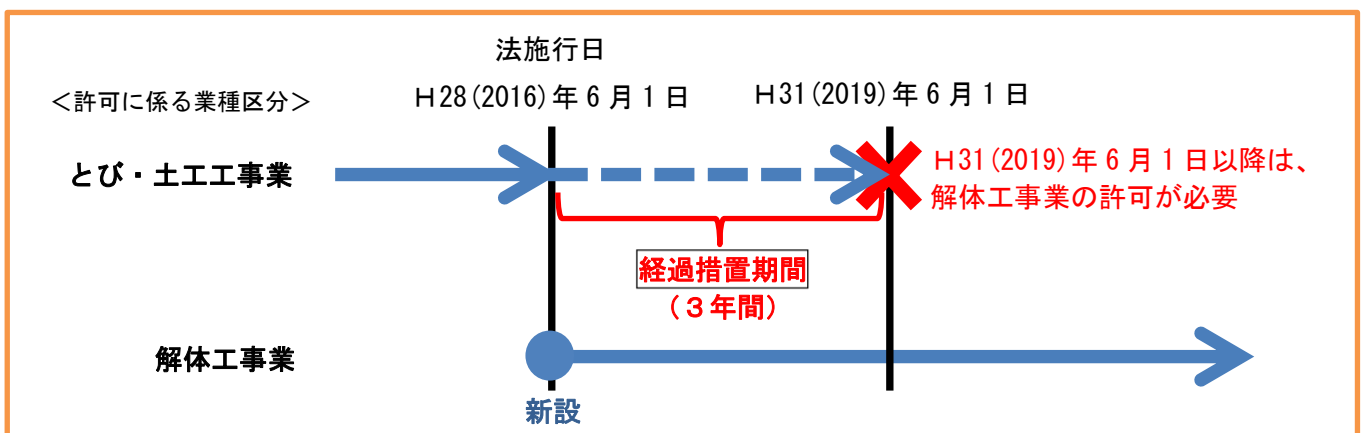
## 解体工事業の許可に係る経過措置の終了について

平成31年（2019年）6月1日以降、「とび・土工事業」の許可では解体工事を行うことはできません！！

平成28年（2016年）6月1日時点で「とび・土工事業」の許可を受けて解体工事業を営んでいる者が、引き続き「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することができる経過措置が、平成31年（2019年）5月31日で終了します。

経過措置終了後も引き続き解体工事業を営む場合は、「解体工事業」の許可を受ける必要がありますので、経過措置終了時まで「解体工事業」の許可を受けてください。

**⚠ 経過措置期間中に請け負った解体工事でも、経過措置終了後は「解体工事業」の許可を受けていないと解体工事は施工できません。無許可営業とみなされ、建設業法違反になります。**



### 解体工事業の許可を申請中の場合の取扱いについて

経過措置の適用を受ける者が経過措置期間内に解体工事業の許可を申請した場合は、経過措置期間の経過後、申請に対する許可又は不許可の処分があるまでの間は「解体工事業」の許可を受けなくても引き続き施工することができます。

### 建設リサイクル法による解体工事業の「登録」について

1件500万円（税込）未満の軽微な建設工事に該当する解体工事のみを請け負う場合は、建設業の許可は不要ですが、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）による解体工事業の「登録」が必要です。

ただし、建設業の許可（土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれか）を受けている場合は登録の必要はありません。

### 解体工事の許可業種区分の考え方について

それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当します。

（例）信号機のみを解体 ⇒ 「電気工事」に該当      足場のみを撤去 ⇒ 「とび・土工工事」に該当  
また、総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当します。

（例）古いビルの解体工事と同じ敷地内に新たにビルを建設する工事を一体で請け負う工事  
⇒ 「建築一式工事」に該当

# 【解体工事業の技術者要件（営業所専任技術者・現場配置技術者）の経過措置】

平成28年（2016年）6月1日時点で現に「とび・土工工事業」の技術者要件に該当する者は、平成33年（2021年）3月31日までの間は、解体工事業の技術者とみなされます。

## ① 経過措置により解体工事業の技術者としてみなされる資格

平成33年(2021年)3月31日まで (経過措置期間中)			平成33年(2021年)4月1日以降 (経過措置期間経過後)	
資格		コード	コード	要件
技 術 検 定	1級建設機械施工技士	1A	×	(解体工事業の技術者にはなれません)
	2級建設機械施工技士(第1種～第6種)	1B	×	(解体工事業の技術者にはなれません)
	1級土木施工管理技士 ※平成27年度までの合格者	1C	13	「合格後、解体工事に関し1年以上の実務経験」
	2級土木施工管理技士(土木) ※平成27年度までの合格者	1D	14	又は「登録解体工事講習の受講」が必要
	2級土木施工管理技士(薬液注入)	1E	×	(解体工事業の技術者にはなれません)
	1級建築施工管理技士 ※平成27年度までの合格者	2A	20	「合格後、解体工事に関し1年以上の実務経験」 又は「登録解体工事講習の受講」が必要
	2級建築施工管理技士(躯体) ※平成27年度までの合格者	2B	22	
技 術 士 試 験	建設・総合技術監理(建設)	4A	41	「合格後、解体工事に関し1年以上の実務経験」 又は「登録解体工事講習の受講」が必要
	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	4B	42	
	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)	4C	×	(解体工事業の技術者にはなれません)
	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)	4D	×	(解体工事業の技術者にはなれません)
	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)	5A	×	(解体工事業の技術者にはなれません)
技 能 検 定	とび・とび工(2級) ※合格後、とび工事に関し3年(平成15年度以前の合格者は1年) 以上の実務経験が必要	5B	57	合格後、解体工事に関し3年(平成15年度以前の合格者は1年)以上の実務経験が必要
	型枠施工 ※2級にあつては、合格後、コンクリート工事に関し3年(平成15年度 以前の合格者は1年)以上の実務経験が必要	6B	×	(解体工事業の技術者にはなれません)
	ウェルポイント施工 ※2級にあつては、合格後、土工工事に関し3年(平成15年度以前の 合格者は1年)以上の実務経験が必要	6C	×	(解体工事業の技術者にはなれません)
	コンクリート圧送施工 ※2級にあつては、合格後、コンクリート工事に関し3年(平成15年度 以前の合格者は1年)以上の実務経験が必要	7A	×	(解体工事業の技術者にはなれません)
技能 試験	登録地すべり防止工事試験の合格者 ※合格後、土工工事に関し1年以上の実務経験が必要	6A	×	(解体工事業の技術者にはなれません)



経過措置により解体工事業の技術者となっている者が経過措置終了後も引き続き技術者となるためには、経過措置が終了するまでに解体工事業の技術者要件を満たすことが必要です。

なお、経過措置により営業所の専任技術者となっている者が、経過措置期間内に要件を満たした場合は、変更届出書(有資格区分の変更)の提出が必要です。経過措置終了後に要件を満たす営業所の専任技術者が配置できなければ、許可要件を満たさないこととなるため、解体工事業に関して許可取消し(廃業)となります。

## ② 経過措置にかかわらず解体工事業の技術者要件を満たす資格

資格		コード
技 術 検 定	1級土木施工管理技士 ※平成28年度以降の合格者	13
	2級土木施工管理技士(土木) ※平成28年度以降の合格者	14
	1級建築施工管理技士 ※平成28年度以降の合格者	20
	2級建築施工管理技士(建築) ※平成27年度までの合格者にあつては、「合格後、解体工事に関し1 年以上の実務経験」又は「登録解体工事講習の受講」が必要	21
	2級建築施工管理技士(躯体) ※平成28年度以降の合格者	22
技能	とび・とび工(1級)	57
技能 試験	登録解体工事試験の合格者(解体工事施工技士)	60